秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第二十六号

秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年秋田県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（貸付け） 第一条　県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号。第七条第一項及び第十一条において「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和五十四年政令第百二十四号。次条の表第一号及び第三号において「政令」という。）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和五十四年農林水産省令第二十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下この条及び第六条第三項第四号において「連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百三十四号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成二十年農林水産省令第四十八号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号。次条の表第一号㈠の項及び第六条第三項第一号において「バイオ燃料法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号）及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規	（貸付け） 第一条　県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和五十四年政令第百二十四号。以下「政令」という。）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和五十四年農林水産省令第二十二号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号。以下「バイオ燃料法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号）及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百三十四号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成二十年農林水産省令第四十八号）

則（平成二十年農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下この条及び第六条第三項第五号において「六次産業化法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成二十三年政令第十五号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成二十三年農林水産省令第七号）、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）並びに環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号。以下「食料システム法」という。）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二百二十九号）及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第四十二号）の定めるところによるほか、この規則に定めるところにより、沿岸漁業従事者等に対して経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を、連携促進法第十四条第一項に規定する措置を実施する認定中小企業者（以下単に「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第十一条第一項に規定する措置を実施する促進事業者（以下単に「促進事業者」という。）に対して経営等改善資金（次条の表第一号㈠の項から㈦の項までに掲げる資金に限る。）を予算の範囲内で貸し付ける。

則（平成二十年農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成二十三年政令第十五号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成二十三年農林水産省令第七号）並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）の定めるところによるほか、この規則に定めるところにより、沿岸漁業従事者等に対して経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を、連携促進法第十四条第一項に規定する措置を実施する認定中小企業者（以下単に「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第十一条第一項に規定する措置を実施する促進事業者（以下単に「促進事業者」という。）に対して経営等改善資金（次条の表第一号㈠の項から㈦の項までに掲げる資金に限る。）を予算の範囲内で貸し付ける。

（沿岸漁業改善資金の種類、貸付限度額及び償還期間）

第二条　県の貸し付ける沿岸漁業改善資金の種類、貸付限度額及び償還期間は、次のとおりとする。

番号	資金の種類	貸付限度額	償還期間
一	経営等改善資金 ㈠　操船作業省力化機器等設置資金 操船作業を省力化するための機器、設備又は装置（以下この号及び次号において「機器等」という。）で次に掲げるものを設置するのに必要な資金 ⑴～⑹　略	略	七年以内（据置期間一年以内を含む。） （バイオ燃料法第十条に規定する措置を実施する認定事業者（以下この表及び第六条第三項において単に「認定事業者」という。）、食料システム法第十九条第五項第五号に規定する経営等改善措置を実施する食料システム法第二十条第三項に規定する認定環境負荷低減事業活動農林漁業者（以下この号において単に「認定環境負荷低減事業活動農林漁業者」という。）又は食料システム法第二十二条第三項に規定する認

（沿岸漁業改善資金の種類、貸付限度額及び償還期間）

第二条　県の貸し付ける沿岸漁業改善資金の種類、貸付限度額及び償還期間は、次のとおりとする。

番号	資金の種類	貸付限度額	償還期間
一	経営等改善資金 ㈠　操船作業省力化機器等設置資金 操船作業を省力化するための機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）で次に掲げるものを設置するのに必要な資金 ⑴～⑹　略	略	七年以内（据置期間一年以内を含む。） （バイオ燃料法第十条に規定する措置を実施する認定事業者（以下「認定事業者」という。）

	ては九年以内（据置期間三年以内を含む。））	
略	㈢　補機関等駆動機器等設置資金 　㈠及び㈡の機器等を駆動し、又は作動させるための機器等で次に掲げるものを設置するのに必要な資金 (1)・(2)　略	七年以内（据置期間一年以内を含む。） （認定事業者、認定環境負荷低減事業活動農林漁業者又は認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者に対して貸し付ける場合にあっては九年以内（据置期間三年以内を含む。））
略	㈣　燃料油消費節減機器等設置資金 　推進機関その他の漁船に設置される機器等で、通常の型式のもの又は通常の	七年以内（据置期間一年以内を含む。） （認定事業者、認定環境負荷低減事業活動農林漁業者又は認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者に対して貸し付ける場合にあっては九年以内（据置期間一年

	ては九年以内（据置期間三年以内を含む。））	
略	㈢　補機関等駆動機器等設置資金 　㈠及び㈡の機器等を駆動し、又は作動させるための機器等で次に掲げるものを設置するのに必要な資金 (1)・(2)　略	七年以内（据置期間一年以内を含む。） （認定事業者 に対して貸し付ける場合にあっては九年以内（据置期間三年以内を含む。））
略	㈣　燃料油消費節減機器等設置資金 　推進機関その他の漁船に設置される機器等で、通常の型式のもの又は通常の	七年以内（据置期間一年以内を含む。） （認定事業者 に対して貸し付ける場合にあっては九年以内（据置期間一年

方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるもののうち次に掲げるものを設置するのに必要な資金	方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるもののうち次に掲げるものを設置するのに必要な資金
(1)～(3)　略	(1)～(3)　略
(五)　新養殖技術導入資金 政令第二条の表第五号の農林水産大臣が定める基準に基づき、同号の農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下この項において「養殖技術」という。）又は	(五)　新養殖技術導入資金 政令第二条の表第五号の農林水産大臣が定める基準に基づき、同号の農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（五）において「養殖技術」という。）又は
略	略
以内を含む。）、認定中小企業者に対して貸し付ける場合にあっては九年以内（据置期間三年以内を含む。））	以内を含む。）、認定中小企業者に対して貸し付ける場合にあっては九年以内（据置期間三年以内を含む。））
四年以内（据置期間二年以内を含む。） （認定事業者、認定環境負荷低減事業活動農林漁業者又は認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者に対して貸し付ける場合にあっては五年以内（据置期間二年以内を含む。）、認定中小企業者又は促進事業者に対して貸し付ける場合にあっては五年以内（据置期間三年以内を含む。））	四年以内（据置期間二年以内を含む。） （認定事業者 に対して貸し付ける場合にあっては五年以内（据置期間二年以内を含む。）、認定中小企業者又は促進事業者に対して貸し付ける場合にあっては五年以内（据置期間三年以内を含む。））

同号の農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行うための施設を設置し、種苗を購入し、若しくは生産し、又は餌料を購入するのに必要な資金	十年以内（据置期間三年以内を含む。）	
㈥　資源管理型漁業推進資金　政令第二条の表第六号の農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結し	略	

同号の農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行うための施設を設置し、種苗を購入し、若しくは生産し、又は餌料を購入するのに必要な資金	十年以内（据置期間三年以内を含む。）（認定事業者、認定環境負荷低減事業活動農林漁業者又は認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者に対して貸し付ける場合にあっては十二年以内（据置期間三年以内を含む。）、認定中小企業者又は	
㈥　資源管理型漁業推進資金　政令第二条の表第六号の農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結し	略	

同号の農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行うための施設を設置し、種苗を購入し、若しくは生産し、又は餌料を購入するのに必要な資金	十年以内（据置期間三年以内を含む。）（認定事業者	に対して貸し付ける場合にあっては十二年以内（据置期間三年以内を含む。）、認定中小企業者又は
㈥　資源管理型漁業推進資金　政令第二条の表第六号の農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結し	略	

て水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等で次に掲げるものの購入又は設置に必要な資金 (1)～(3)　略 (七)　環境対応型養殖業推進資金　政令第二条の表第七号の農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の	略	促進事業者に対して貸し付ける場合にあっては十二年以内（据置期間五年以内を含む。））
十年以内（据置期間三年以内を含む。） （認定事業者、認定環境負荷低減事業活動農林漁業者又は認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者に対して貸し付ける場合にあっては十二		

て水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等で次に掲げるものの購入又は設置に必要な資金 (1)～(3)　略 (七)　環境対応型養殖業推進資金　政令第二条の表第七号の農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の	略	促進事業者に対して貸し付ける場合にあっては十二年以内（据置期間五年以内を含む。））
十年以内（据置期間三年以内を含む。） （認定事業者 に対して貸し付ける場合にあっては十二		

（貸付けの申請）

第六条　略

２　略

二・三	
略	保全に関する取決めを締結して養殖密度を適正化し、投餌の内容、量及び方法を改善し、並びに薬品及び漁網防汚剤の使用を適正化するための機器等（資材を含む。）で次に掲げるものの購入又は設置に必要な資金 (1)～(3)　略 (八)～(十三)　略
略	略
略	略 年以内（据置期間三年以内を含む。）、認定中小企業者又は促進事業者に対して貸し付ける場合にあっては十二年以内（据置期間五年以内を含む。））

（貸付けの申請）

第六条　略

２　略

二・三	
略	保全に関する取決めを締結して養殖密度を適正化し、投餌の内容、量及び方法を改善し、並びに薬品及び漁網防汚剤の使用を適正化するための機器等（資材を含む。）で次に掲げるものの購入又は設置に必要な資金 (1)～(3)　略 (八)～(十三)　略
略	略
略	略 年以内（据置期間三年以内を含む。）、認定中小企業者又は促進事業者に対して貸し付ける場合にあっては十二年以内（据置期間五年以内を含む。））

3　第一項の申請書には、別に定める様式による事業計画書（認定事業者、認定環境負荷低減事業活動農林漁業者、認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者、認定中小企業者又は促進事業者にあっては、事業計画書及び次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類）を添えなければならない。 一　略 二　認定環境負荷低減事業活動農林漁業者　食料システム法第二十条第三項に規定する認定環境負荷低減事業活動実施計画を記載した書類 三　認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者　食料システム法第二十二条第三項に規定する認定特定環境負荷低減事業活動実施計画を記載した書類 四・五　略	3　第一項の申請書には、別に定める様式による事業計画書（認定事業者、認定中小企業者又は促進事業者にあっては、事業計画書及び次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類）を添えなければならない。 一　略 二・三　略

附　則

この規則は、公布の日から施行する。